

区長報告第七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和三年七月八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和三年九月九日

港区長 武井雅昭

記

平成三十年六月二十二日議決を得た工事請負契約（芝五丁目複合施設新築工事）の契約金額「八十五億八千六百万円」を「八十八億三百五十二万五千円」に変更する。